

看護学生に対する修学資金貸付制度(新制度)について

1 新制度の内容

(1) 貸付金額 ～一般修学資金及び特別修学資金の貸付金額の増額～

修学資金の種類	貸付区分	旧制度 (月 額)	新制度 (月 額)	備 考
一般 修学資金	保健師 助産師 看護師	32,000 円	36,000 円	・経済的な不安なく看護職員養成施設で修学できるよう、看護職員養成施設の学費等を基に増額
	准看護師	21,000 円		
特別 修学資金 <small>※一般修学資金と併せて貸付け</small>	助産師 看護師(2年課程を除く)	18,000 円	20,000 円	・道内の看護職員不足地域に所在する地域センター病院への就業を促進する。 ・准看護師の看護師資格の取得を促進
	看護師2年課程(通信制を除く)		30,000 円	

(2) 新たな貸付枠の創設～看護職員の確保が特に困難な地域の中核病院への就業促進～

新たな修学資金の種類	貸付区分	貸付金額(月額)	免除要件の対象施設
指定修学資金 <small>※特別修学資金と併せて貸付</small>	助産師 看護師	10,000 円	⑥遠軽厚生 ⑬網走厚生 ⑭広域紋別 <small>※(4)特別修学資金免除要件の就業先(見直し後)のうち、 看護職員の確保が特に困難な地域所在の施設</small>

(3) 一般修学資金の返還免除要件(就業先)の変更 ～採用困難職種確保と地域偏在・領域別偏在の解消～

貸付区分	旧制度	新制度
保 健 師	人口1万人未満の町村	人口5万人未満の市町村及び道立保健所
助 産 師	道内の病院、診療所その他の施設	変更なし
看 護 師 准 看 護 師	病床数 200 床未満及び精神病床割合が8割以上の病院・診療所	病床数 400 床未満の病院・診療所 (札幌市、旭川市、函館市所在の病院を除く)
	訪問看護事業所 (ただし、病院等に3年以上就業した者に限る)	訪問看護事業所 (卒業後初年度からの就業を可能にする)
	介護老人保健施設	介護老人福祉施設及び介護医療院を追加

(4) 特別修学資金の返還免除要件(就業先)の変更 ～地域の中核病院への就業促進～

旧制度	新制度
①道立江差 ②倶知安厚生 ③浦河赤十字 ④道立羽幌 ⑤町立中標津 ⑥遠軽厚生	①道立江差 ②倶知安厚生 ③浦河赤十字 ④道立羽幌 ⑤町立中標津 ⑥遠軽厚生 ⑦深川市立 ⑧苫小牧市立 ⑨名寄市立 ⑩富良野協会 ⑪留萌市立 ⑫市立根室 ⑬網走厚生 ⑭広域紋別

(5) 就業年数の変更

貸付金の免除に必要な就業年数を、5年間から貸付年数の1.5倍(端数切り上げ)の年数に変更

(6) 返還期間の変更

貸付金の免除に該当しない場合の返還期間を、貸付を受けた期間に相当する期間内から1年以内に変更

2 施行日

令和3年4月1日

3 留意事項

昨年度までの制度で貸付を受けている方は、旧制度がそのまま適用となります。